

条例案と修正案の対比表

1 修正案の提案理由

第3条並びに第6条に、自治会の加入促進についての文言が明記されているが、本来、自治会加入促進は、市の行政及び各自治会の役目であり、市民やマンションの管理組合等にも加入を義務付けるといふようにも受け取れること、また、自治会やコミュニティが未整備な地域に対しては市の支援が必要であることから、修正案が提出されたもの。

2 対比表

項目	条例案	修正案
第3条 (市民の役割)	市民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、住所を有する地域での活動に関心を持ち、 積極的に自治会に加入するなど 、地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする。	市民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、住所を有する地域での活動に関心を持ち、 自治会活動等 の地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする。
第4条 (自治会の役割)	自治会は、地域における最も身近な地縁組織として、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むとともに、 市民 に対し、自治会への 加入促進 、地域活動への参加などを呼びかけるよう努めるものとする。 2 自治会は、コミュニティ組織と役割分担を図り、互いに補完し合いながら、地域のまちづくりを進めるよう努めるものとする。	自治会は、地域における最も身近な地縁組織として、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むとともに、 地域住民 に対し、自治会への 加入 、地域活動への参加などを呼びかけるよう努めるものとする。 2 自治会は、コミュニティ組織と役割分担を図り、互いに補完し合いながら、地域のまちづくりを進めるよう努めるものとする。
第5条 (マンション管理組合等の役割)	マンションに居住している者（以下「居住者」という。）は、居住者を構成員とする自治会の形成又は当該マンションの存する地域の 自治会への加入 に努めるものとする。 2 マンション管理組合は、前項の規定による自治会の形成又は既存の自治会への加入がない場合にあつては、前条に規定する自治会の活動に準じた活動を行うよう努めるとともに、コミュニティ組織に構成団体として参画するなど、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むよう努めるものとする	マンションに居住している者（以下「居住者」という。）は、居住者を構成員とする自治会の形成又は当該マンションの存する地域の 自治会活動等に主体的に参加するよう 努めるものとする。 2 マンション管理組合は、前項の規定による自治会の形成又は既存の自治会への加入がない場合にあつては、前条に規定する自治会の活動に準じた活動を行うよう努めるとともに、コミュニティ組織に構成団体として参画するなど、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むよう努めるものとする。

項目	条例案	修正案
<p>第6条 (コミュニティ組織の役割)</p>	<p>コミュニティ組織は、住民自治の推進を図るため、地域が抱える課題の解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努めるものとする。</p> <p>2 コミュニティ組織は、市民に対する自治会加入促進に係る取組に積極的に協力し、自治会活動の活性化の推進に努めるものとする。</p> <p>3 コミュニティ組織は、透明かつ民主的な運営に努めるものとする。</p>	<p>コミュニティ組織は、住民自治の推進を図るため、地域が抱える課題の解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努めるものとする。</p> <p>2 コミュニティ組織は、地域住民の自治会活動等への参加促進に積極的に取り組み、自治会活動の活性化の推進に努めるものとする。</p> <p>3 コミュニティ組織は、透明かつ民主的な運営に努めるものとする。</p>
<p>第9条 (市の責務)</p>	<p>市は、第1条に規定する目的を達成するため、地域活動の活性化に積極的かつ主体的に取り組むものとする。</p> <p>2 市は、自治会及びコミュニティ組織が取り組む地域活動に対し、次に掲げる必要な支援等を実施するものとする。</p> <p>(1) 自治会加入促進への支援</p> <p>(2) 自治会及びコミュニティ組織の活性化への支援</p> <p>(3) 自治会及びコミュニティ組織への財政的支援</p> <p>(4) コミュニティ組織への人的支援</p> <p>(5) 自治会及びコミュニティ組織への情報提供</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、自治会及びコミュニティ組織に対する必要な協力及び助言</p>	<p>市は、第1条に規定する目的を達成するため、地域活動の活性化に積極的かつ主体的に取り組むものとする。</p> <p>2 市は、自治会及びコミュニティ組織が取り組む地域活動に対し、次に掲げる必要な支援等を実施するものとする。</p> <p>(1) 自治会加入促進への支援</p> <p>(2) 自治会及びコミュニティ組織の活性化への支援</p> <p>(3) 自治会及びコミュニティ組織への財政的支援</p> <p>(4) コミュニティ組織への人的支援</p> <p>(5) 自治会及びコミュニティ組織への情報提供</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、自治会及びコミュニティ組織に対する必要な協力及び助言</p> <p>3 市は、自治会又はコミュニティ組織が未整備の地域に対しては、その組織化など必要な支援等を実施するものとする。</p>